

情報提供すべき事項(法第23条第5項、則第18条の2第3項)：

- ① 派遣労働者の数
0 名
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数(派遣先企業数)
0 社
- ③ マージン率: (派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)/(派遣料金の平均額)
-
- ④ 教育訓練に関する事項
派遣労働者のみを対象とした新規派遣者訓練の他、
全社的には下記のような取り組みをしています。
・階層別研修(管理職、中堅社員、新人社員)
・プロジェクトリーダー研修
・OJT
・情報セキュリティ研修
・人権研修(セクシャルハラスメント防止研修等)
・その他(安全衛生教育等)
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の額の平均額(派遣料金の平均額)
- 円(1日8時間当たり)
- ⑥ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- 円(1日8時間当たり)
- ⑦ 労使協定を締結しているか否かの別
締結済み
- ⑧ 労使協定対象となる派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期
雇用契約形態に関わらず派遣先が福岡県内で派遣労働に従事する全ての従業員
有効期間: 2024年4月1日～2025年3月31日
- ⑨ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
有給休暇取得日数の平均は12.6日(派遣労働者以外も含む1人当たり平均)

※①～⑥は2023(R5)年度 労働者派遣事業報告に基づきます。

以 上